

## 獣医師法第 22 条に基づく届出の記載方法

以下、獣医師法(昭和 24 年法律第 186 号)第 22 条の届出を作成される際の参考としてください。

### 1 一般的事項

- (1) 獣医師法施行規則(昭和 24 年農林省令第 93 号)第 13 条に規定する届出書(第 6 号様式)により作成してください。
- (2) 届出の該当者は、我が国の獣医師免許を有し、かつ我が国に住所のある方です。なお、12 月 31 日に海外出張等で住所地にいない方も届出が必要です。
- (3) 作成に当たっては、届出用紙の注意事項を読み、各記載事項欄に記入漏れのないようにしてください。なお、該当事項のない欄には斜線を引いてください。
- (4) 文字は、黒又は青インクを用いて、楷書で明確に記入してください。
- (5) 誤記の訂正は、2 本の横線を引いて消し、余白を用いて正しく記入してください。

### 2 個別事項

- (1) 届出年月日欄には、忘れずに「令和 6 年 12 月 31 日現在」と記入してください。
- (2) 本籍地の属する都道府県名欄及び氏名欄には、戸籍上の都道府県名(日本国籍を有しない方はその国籍)及び氏名を記載してください。なお、獣医師免許証に記載されている本籍地や氏名が、婚姻等により現在の戸籍と異なっている場合、この届出書とは別に、施行規則第 3 条に規定する獣医師名簿登録事項変更申請(第 2 号様式)が必要です(詳細は農林水産省のウェブサイト(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html>))を参照してください。申請中の方は、備考欄にその旨を記入してください。
- (3) 登録年月日欄には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記載してください。  
一度も再交付又は書換交付を受けていない方：登録年月日は獣医師免許証の表面に記載されています。  
再交付又は書換交付を受けた方：登録年月日は獣医師免許証の裏面に記載されています。
- (4) 現住所欄及び勤務先の所在地欄には、番号(番地)まで記入してください。また、12 月 31 日現在、海外出張等で住所地にいない方は、現住所欄には、我が国における住所を記載してください。
- (5) 主たる職業欄は最も該当する一つを選択し、を記入してください。
- (6) 業務の内容欄のうち 1 から 4 の診療の業務のいずれかを選択した方で、その勤務先が株式会社や有限会社等であって、専ら動物診療で収益を上げている場合は、勤務先欄の 01 の個人診療施設を選択してください。